

セイフルニュースレター

省エネ“なう”通信



2021年2月号

第 93 号

セイフルの最新情報はこちらから
www.safulle.co.jp



法令改正!

溶接ヒュームが 特定化学物質に!



「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が作業者に神経障害などの健康被害を及ぼすおそれがあることが明らかになりました。



法改正に伴う必要な準備!

～令和3年4月1日より施行開始～

01

全体換気装置による換気

令和3年4月1日より運用開始

02

空気中の溶接ヒューム濃度の測定

令和4年3月31日までに実施

03

床の掃除

令和3年4月1日より運用開始

04

呼吸用保護具の使用

令和4年3月31日までに準備

※経過措置あり

05

特殊健康診断

令和3年4月1日より運用開始

06

作業主任者の選任

令和4年3月31日までに準備

※経過措置あり

関連法関連規則 労働安全衛生法施行令・特定化学物質障害予防規則・作業環境測定法施行規則・作業環境評価基準等 出典: 厚生労働省

省エネ・コスト削減・設備のことなら
何でもお気軽にご相談ください



埼玉県深谷市上野台2423-6
TEL:048-572-2442 FAX:048-572-6840
担当: 剣持(けんもち) satoshi-kenmochi@safulle.co.jp



溶接ヒュームの法改正にあたり 弊社がお手伝いできること



全体換気装置による換気

作業場の全体換気装置か、
これと同等以上の措置が必要

全体換気装置・プッシュプル式換気装置・局所排気装置等、
様々な方式の装置が対象となります。

選定においては「空気中の溶接ヒューム濃度の測定」にて、
定められた基準をクリアできる機器が必要となる為、作業
環境に応じた装置を検討する必要があります。



空気中の溶接ヒューム濃度の測定

新たな作業方法を採用しようとする時
作業方法を変更しようとする時

労働者の身体に装着する試
料採取機器等で測定し、結果
に応じて換気装置の風量の増
加等、措置を講じて再度測定
する必要があります。測定結
果は、アーク溶接等作業を行
わなくなった日から3年間の
保存が必要です。



床の掃除器具の提供

屋内作業場の床等を、水洗等で容易に掃除できる構造にす
る必要があります。

水洗等、粉じんの飛散しない方法で、1日1回以上の清掃が
必須です。



特殊塗料を塗装した床

床面洗浄機

呼吸用保護具の提供

屋内・屋外問わず、金属アーク溶接等作業を行う
全ての作業場において、有効な呼吸用保護具が必要

特に継続して金属アーク溶接等を行う屋内作業場においては、
「空気中の溶接ヒューム濃度の測定」結果に応じて最適な呼吸
用保護具の選定が必要です。1年以内ごとに1回、定期的に呼吸
用保護具が適切に装着されている確認を実施し、その記録を3
年間保存することとされています。



来年4月1日に向けて早めの準備を！ご相談ください！

特定化学物質「溶接ヒューム」の“法令対応”はセيفルにお任せ下さい！

講習会実施のお知らせ：

講習会テーマ：

**令和3年最新補助金10連発&
獲得率を上げるテクニック**

開催形式：WEBセミナー

講師：株式会社船井総合研究所

実施日：2021年2月25日(木)

時間：15:00～16:00

お申込者さまには別途、詳しい案内を致します。

お客様お問い合わせ記入欄

内容に関して、ご興味がありましたら下記をご記入の上
FAXして頂くか、お電話にてお問い合わせ下さい。

- 溶接ヒュームの対策について相談したい
- 現場をみて提案してほしい

TEL:048-572-2442 FAX:048-572-6840

貴社名：

ご担当者名：

ご住所：

電話番号：

メール：
